

横浜市医療局病院経営本部公募型見積合せ実施要綱

制 定 平成17年12月1日病経第10092号
最近改正 令和3年9月30日病病第241号

(趣旨)

第1条 医療局病院経営本部の発注する物品の調達等（物品の購入、修繕、製造及び借入並びに印刷物の製作）、業務の委託において、横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成17年3月病院経営局規程第32号。以下「契約規程」という。）及び横浜市医療局病院経営本部物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成17年4月制定。以下「入札取扱要綱」という。）に定めるもののほか、公募型見積合せによる契約の相手方の決定について必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 削除

(対象契約)

第3条 公募型見積合せによりすることができる契約は、予定価格が次の各号に規定する金額以下の契約とする。

- (1) 物品の購入 160万円
- (2) 物品の製造及び印刷物の製作 160万円
- (3) 物品の修繕 100万円
- (4) 物品の借入（リース） 80万円（12か月分の賃借料）
- (5) 業務の委託 100万円
- (6) 労力その他の調達等 100万円

2 前項の予定価格は、合併による見積りの場合には、合併案件の総額とする。

(参加資格)

第4条 公募型見積合せに参加しようとする者は、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 見積書提出期限の日において、当該年度の一般競争入札有資格者名簿（当該一般競争入札有資格者名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に、掲載されている者であること。
- (2) 見積書提出期限の日において、発注する契約の種目ごとに定める所在地区分及び希望順位以内に登録されている者であること。
- (3) 見積書提出期限の日において、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱（平成17年4月制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可、認可等が必要な場合において、見積書提出期限の日において、当該許可、認可等を受けている者であること。
- (5) 当該契約の履行において必要とされる技術者等の配置を行うことができる者であること。
- (6) 契約の性質上特殊な技術又は機械器具等を必要とする場合において、当該特殊な技術又は機械器具等を保有している者であること。
- (7) 当該契約と同種の契約に関する履行実績が必要であると判断される契約において、その実績を有している者であること。
- (8) その他病院事業管理者が特に必要と認めた要件を満たす者であること。

(企業規模による参加条件)

第5条 公募型見積合せに参加できる者は一般競争有資格者名簿における企業規模において「中小企業」として登録が認められている者（以下「中小企業」という。）とする。ただし、病院事業管理者が必要と認めるときは、中小企業以外の者についても参加させることができる。

(仕様書の公表)

第6条 公募型見積合せに係る仕様書は閲覧に供するものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第7条 見積参加者は、仕様書等に質問があり回答を求める場合（同等品の判定を除く。）には、指定の日時までに書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）で質問を行うものとする。

2 質問に関する回答は、指定の日時までに閲覧に供するものとする。

(公募型見積合せの参加手続)

第8条 見積参加者は、公表された仕様書内容に基づき、指示された見積方法に従い見積書及び契約履行を確認する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）等を作成し、当該見積書及び当該書類を指定の日時又は期間に、指定の場所に、指定の方法で提出するものとする。

2 物品の購入で同等品発注案件（件名に同等品可と記載されているもの）については、見積り内容にかかわらず、「同等品に関する申告書」（第3号様式）を見積書の提出時に併せて提出するものとする。

(参加資格の事前登録)

第9条 削除

(当初見積り徴収業者の選定)

第10条 病院事業管理者は、当該契約に係る第4条で定める参加資格を有する者と認めたものの中から入札取扱要綱第38条及び第39条に基づき、当該契約に係る見積りに参加するものを選定することができる。

(見積り徴収の通知)

第10条の2 契約事務受任者は、前条の規定により当初見積り徴収業者を決定した場合は、公表日に当該業者に対し見積りを徴収することを通知するものとする。

(参加資格の確認)

第11条 病院事業管理者は、最低の価格をもって見積りした者（以下「最低価格見積者」という。）が第4条で定める参加資格を満たす者であることを確認するものとする。なお、合併による見積りを行った場合は、合併見積総額を基準とする。

(見積りの無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積りに参加する資格がない者が行った見積り
- (2) 所定の日時までに所定の場所に提出されないもの
- (3) 見積書に見積金額、件名又は仕様書番号を記載せず、又はその記載がはっきりしないもの

- (4) 指示された見積方法によらない見積り又は一定の金額で価格を表示していない見積り
- (5) 見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (6) 見積書に記名のないもの
- (7) 同等品とは認められない見積り
- (8) 一の見積事項に対し2通以上の見積りをしたもの
- (9) 他の者の代理を兼ね、又は2者以上の代理をした者に係る見積り
- (10) 組合と当該組合のいずれかの組合員が同一の案件において行った見積り
- (11) 見積りに関し妨害又は不正の行為を行ったと認められる者の見積り
- (12) 前各号のほか、仕様書の公表時において指定した見積条件に違反した見積り

(契約の相手方としない事由)

第13条 最低価格見積者が契約の相手方として決定するまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合には、契約の相手方としないものとする。

- (1) 第4条に定める参加資格を有しないことを確認した場合
 - (2) 第12条により見積りが無効となった場合
 - (3) 横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条若しくは第4条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く）
 - (4) 契約の相手方となることを辞退した場合
- 2 前項の場合において、最低価格見積者に口頭又は書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）でその旨を通知するものとする。この場合において、他の者のうち最低の価格をもって見積りをした者を新たに最低価格見積者とする。

(契約の相手方の決定)

第14条 病院事業管理者は、前条に該当しない者であることが確認された最低価格見積者の見積価格（以下「最低見積価格」という。）が、予定価格の制限の範囲内である場合は、当該最低価格見積者を契約の相手方とするものとする。

- 2 予定価格の制限の範囲内で、最低価格見積者が2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて最低価格見積者の順位を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、病院事業管理者は、その者に代わり当該見積りに関係のない本市職員をしてくじを引かせるものとする。
- 3 最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉のうえ、契約の相手方を決定するものとする。
- 4 前項の場合において、最低価格見積者が2者以上いる場合は、当該最低価格見積者による再度の見積徴収を行い、価格の交渉の相手方又は契約の相手方を決定するものとする。

(契約の相手方の決定の通知)

第15条 契約の相手方が決定したときは、口頭又は書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）でその旨を通知する。

(公募型見積合せの成立)

第16条 公募型見積合せの見積者が1者以上であるとき、当該公募型見積合せは成立するものとする。

(再度の公募型見積合せ)

第17条 公募型見積合せの結果、契約の相手方が決定しない場合は、再度公募型見積合せを行うことが

できる。この場合においては、第4条で定める参加資格を変更することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、病院事業管理者が必要と認めるときは、再度の公募型見積合せ以外の随意契約によって契約の相手方を決定することができる。

(公募型見積合せの取下げ)

第18条 病院事業管理者は、契約を締結するまでは、公募型見積合せを取り下げることができる。見積書の提出期限後も同様とする。

(公募型見積合せの結果の公表)

第19条 病院事業管理者は、公募型見積合せにより契約の相手方を決定したときは、次の各号に定める事項を公表又は求めに応じて提示するものとする。

- (1) 件名
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約金額
- (4) 契約日

(請書又は契約書の提出)

第20条 契約の相手方は、決定の通知のあった日から5日以内に請書及び内訳書を作成し、記名押印のうえ、病院事業管理者に提出するものとする。ただし、病院事業管理者は、必要があるときは、当該期間を伸縮することがある。

- 2 病院事業管理者は、必要があるときは、契約の相手方に契約書の作成及び提出を求めることがある。この場合においては、請書の提出は必要としない。
- 3 病院事業管理者は、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、その者と契約を締結しないことができる。
 - (1) 第1項及び第2項に規定する契約手続きを怠ったとき。
 - (2) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次に掲げる者であることが判明したとき。
 - ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

(契約の確定)

第21条 契約は、契約の相手方が請書を提出したときに確定する。ただし、契約書を取りかわす場合には、病院事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに確定する。

附 則（平成17年11月28日病経第10092号）

(施行期日)

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日病経第8号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年10月31日病総経第141号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年5月28日病総経第27号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年1月17日病総経第187号)

(施行期日)

この要綱は、平成25年1月17日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日病経第140号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。